

中山間地域で移動販売を行っている事業者を支援します

八代市買い物支援事業者物価高騰対応重点支援事業

本市の中山間地域において買物が困難な状況にある市民に移動販売等を実施する事業者の皆さんに、物価高騰の影響による燃料費の一部助成を行います。



1. 交付対象事業者

市内の中山間地域の買い物困難者を主な対象者として、原則、令和7年1月から令和7年12月まで、年間を通じて週1日以上定期的に移動販売を行った事業者で、申請の要件を満たすもの。

中山間地域とは？

坂本町、泉町、東陽町、宮地、東町、日奈久、二見 が該当する地域となります。

対象となる移動販売は？

あらかじめ巡回する経路や時間を設定し、食料品、日用雑貨等を移動しながら販売するもの。

（以下の移動販売は対象外）

- ・特定の品目のみ販売する移動販売。
- ・車両で調理加工した食品等を販売する移動販売。
- ・特定世帯や施設に訪問しての移動販売並びに商品のみを配達するもの。

2. 支援額

支援額は、以下の支援単価に、1週間のうちに移動販売を実施した日数と販売日に運行した車両の台数を乗じた金額となります。

計算例：坂本町において軽自動車で、月曜日に2台の車両、水曜日に1台の車両を用いて移動販売を実施した場合

（月曜日）16,000円／台×1日×2台=32,000円

（水曜日）16,000円／台×1日×1台=16,000円 支援額48,000円

※ 上記運行日に複数地域において移動販売を実施している場合は単価が高い運行分を支援額とし重複交付は行いません

区分	地域	支援単価
普通貨物自動車（3t以上） 小型貨物自動車（3t未満）	坂本町	37,000円／台
	泉町	52,000円／台
貨物用軽自動車	坂本・泉以外	32,000円／台
	坂本町	16,000円／台
	泉町	21,000円／台
	坂本・泉以外	11,000円／台

3. 申請・受付期間

令和8年1月5日（月）～ 令和8年1月30日（金）

（裏面へつづく）

4. 申請に必要な書類

- 支援金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- 移動販売車の自動車検査証の写し
- 移動販売車の写真（ナンバープレートが写っているもの）
- 営業に係る届出の写し
- 八代市市税納税証明書（原本）
- 免許証や健康保険証など本人確認ができる書類の写し（個人事業主のみ）

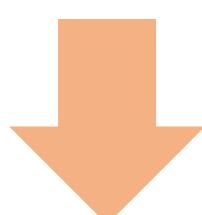


5. 交付決定後に必要な書類

- 支援金交付請求書（様式第3号）
- 支援金の振込口座が確認できる通帳等の写し

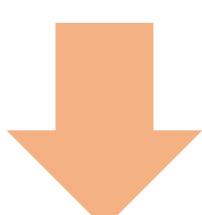
6. 支援金交付までの流れ

支援金申請



支援金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に必要書類を添付して郵送又は持参にて提出。

受理・審査 決定通知



提出された書類の内容を審査し、「支援金交付決定通知書」又は「支援金不交付決定通知書」（様式第2号）を申請者に送付。

支援金交付

支援金交付請求書（様式第3号）の内容を確認し請求書の記載口座に振り込み。

※申請からお振込みまで、1ヶ月程度かかります

■ 申請・問合せ窓口 ■



八代市
YATSUSHIRO

〒866-8601

八代市松江城町1-25（本庁舎3階）

八代市役所 地域政策課 移住定住促進係

（TEL）0965-33-4168

（FAX）0965-33-5125